

その太平洋に外ならなかつた。一九一九年八月、米国海軍の最強艦隊が、新たに編制せられたる太平洋艦隊としてパナマ運河を通つて来た。同時に太平洋艦隊根拠地の計画が発表された。フィリピン、グアム、サモアに於て大規模の海軍施設が計画された。ハワイの真珠湾は太平洋上のジブラルタルたらしめられんとした。而して一九二〇年、日本は名高き八八艦隊計画を立てて之に対抗した(大川周明「米英東亜侵略史」による)。

この日米建艦競争で、金力を別にすれば、ドック・港湾の設備並に造船技術の上から見て、我国は明白に米国を凌駕してゐた。米国はこの競争の容易ならぬ性質を漸く看取するに至つた。又、米国の海軍計画は日本のみならず英国の海軍拡張を促す結果となり、ここに三大海軍国の建艦競争と、これに伴ふ緊迫感とは世界政治の重大事実となつたばかりか、当事国にとつての財政的負担も容易ならぬものとなつた。かくて米国は、自ら招いた苦境から脱出すべく、ここに海軍縮小に関する国際会議を招集し、これによつて日英両国の海軍を掣肘すると同時に、日本の太平洋進出を阻止し、以て米国の東洋進出の路を平坦ならしめんとした。華府会議は、まさしくその本質に於て「日米両国の政治的決闘」であつた。

以上が華府会議前夜の国際的背景である。かくの如き情勢の下に、一九二二年三月、「正常の主唱者」と云はれたハーディングが大統領に就任し、ウエルソンの理想主義的政策を翻^{ひるがへ}し、「米国第一」を標榜して欧州への干渉より手を引き、外交の方向を東洋に転じ、積極的なる極東政策を推進せんとするに至つた。日露戦争以後、日本の大陸進出を妨害せんとする米国の政策は常に失敗してきたが、今、日本の大陸と太平洋への躍進を封ずる機会が到来したのである。かくして米国は海軍縮小會議に英国提案の太平洋會議を合流させ、一九二二年七月ハーディングは華府に於て軍縮と太平洋及極東問題に関する国際會議開催の旨を日・英・仏・伊・支・白(ベルギー)・蘭・葡(ポルトガル)に対して提議してきたのである。

第二節 會議の成果

太平洋の凍結

海軍軍縮協定の要点は以下の如くである。

- (一) 英、米、日、仏、伊の主力艦比率を五、五、三、一・七五、一・七五とする。
- (二) 建造中の主力艦は廃棄し、かつ十年間建造を中止する。
- (三) 戦艦は三万五千トン一六インチ(四〇六ミリ)砲、航空母艦は二万七千トン八インチ砲を限度とす。
- (四) 巡洋艦限度を一万トン八インチ砲とし、建造量を制限せず。
- (五) 太平洋前進基地の現状維持を約す(即ち、新たな要塞又は海軍根拠地を建設せず、沿岸防備を増大しないこと)。

現状維持の対象とされたのは

- ① 米国が太平洋で現在又は将来領有する島嶼。但し、米国海岸、アラスカ、パナマ運河近接の島、並びにハワイを除く。
- ② 香港並びに英国が東経一一〇度以東の太平洋で現在又は将来領有する島嶼。但し、カナダに接近せる島、豪州とその領土、ニュージーランドを除く。
- ③ 千島列島、小笠原諸島、琉球諸島、台湾及び澎湖諸島並びに日本が将来獲得することあるべき太平洋の島。

(註) この結果米国はグアム、バゴバゴ、フィリピン及びアリュエシヤンの防備を断念することになった。

米国はこれによつて日本の海軍主力艦を対英米六割の比率に抑へることに成功した。これと引き換へに太平洋の現状維持（「太平洋の凍結」と云ふ）が約し合はれ、日英米とも太平洋の属領たる島嶼の防護強化を制限することとなつたが、米国についてはハワイ、英国についてはシンガポールが、この制限外に置かれ、自由に防備を強化し得ることになつた訳である。斯くしてハワイは米軍の主要な前進基地として防備が強化され、英国またシンガポールを東洋最大の要塞たらしめた。

大東亜戦争勃発するや、我軍がこのハワイとシンガポール両基地を攻撃したのは、右の如き歴史的背景あつてのことだつた。この軍縮で米国は世界第一位の海軍建設を目指す野望を達したわけである。

ウヰスキが水に——日英同盟終了す

第二は日英同盟の廃棄である。米国は早くから日英同盟の更新（一九一一年締結の第三次日英同盟の期限は一九二一年七月）に疑惑を抱き、その廃止を望んでゐた。それは既述の通り日英同盟の対象であつた帝政ロシアが滅亡した後も同盟が存続するのは米国を対象とするのではないかと疑つたこと、そしてそれにもまして、日本の中国に対する進出を支へるものは日英同盟存続であると考へたからである。日英双方とも日英同盟を希望したが、日英ともに米国を無視するわけにはゆかず、結局は日英同盟に代るものとして日英米仏間に「太平洋に関する四国条約」が結ばれ、その第四条に於て日英同盟の終了が明文化された。

斯くして二十一年間の長きにわたり日本外交の柱となつてきた日英同盟は一九二三年八月を以て消滅した。

米国が日英同盟終了を喜んだのは云ふ迄もない。ハーディング大統領は「日英同盟終了は最大の満悦」と表現し、ロツヂ議員は「日英同盟廃止こそ四国条約の主要目的である。日英同盟は米国の極東と太平洋に対する關係に於て最も危険な因子だつた」と述べ、同盟に対する反感を明言して憚らなかつた。

これに対してかつての英外相グレーは、日本は日英同盟を不当に利用したことは一度もなかつたと称へ、「日本は大戦中、支那に於ける地位を強化する機会を多少利用した（「二十一カ条」問題を指す）けれども、日本のやうな人口問題を抱へる西欧のいかなる国が、日本ほどの自制心を以てかかる機会を利用したであらうか」と述べて同盟を愛惜した。

日英同盟廃棄は当然日本を國際的孤立の方向に追ひやる結果となつた。同盟に代る四国条約は某外交官をして「我々はウヰスキを捨てて水を受取つた」と嘆息せしめたほど（T. A. Bailey: A Diplomatic History of the American People）、無意味かつ無力な盟約だつたからだ。我国はその後、極東情勢の混乱に単独で対処する他なかつた。最も同盟の必要な時期にそれがなかつたのだ。日本は自ら望まずして、孤立へ追ひやられたのである。以後大東亜戦争に至る迄我国が歩んだ孤立と苦難の二十年間を思ふ時、日英同盟消滅せざりしかば、の感を深くせざるを得ない。

九国条約——門戸開放主義の成文化

第三に、しかしながら華府會議で最も重大な歴史的意義を持つのは「中国に関する九国条約」の成立かも知れない。一九二二年二月六日、會議最終日に参加九カ国間に調印された条約で、中国の主権、独立、領土的及び行政的保全の尊重、門戸開放・機会均等主義の遵守を約したものである。

第一条 支那以外の締約国は次の通り約定す。

- (一) 支那の主権、独立、領土的行政的保全を尊重すること。
- (二) 支那の安定政權樹立のため十分なる機会を与ふること。
- (三) 支那に於ける商工業上の機会均等主義の樹立と維持に努力すること。
- (四) 友好国民の権利を損ふ特權を求めため支那の情勢を利用したり、友好国の安寧を害する行動を是認

したりせぬこと。(以上をルート四原則と云ふ)^(註)

第三条 支那に於ける門戸開放又は機会均等主義を有効ならしむるため、支那以外の締約国は支那に於ける経済的優越権を設定せず、他国の権利を奪ふが如き独占権を求めない。

第五条 支那は支那に於ける鉄道利用に関し、旅客貨物とも国籍による如何なる種類の差別も行なはぬこと。

第七条 本条約を適用すべき事態が発生した時は関係締約国間で充分かつ隔意なき交渉をなすべきこと。(第二、

四、六、八、九条省略)

(註) 華府会議の極東委員会で支那全権・施肇基^{しちやうき}が支那に関する十カ条の原則を提案したのに対して、米国全権・ルートが対案として提案したもの。

十九世紀末ジョン・ヘイの提唱した門戸開放主義は、これまで単なる希望の表明以上に出るものではなかつた。だが米国は九国条約によつて、この米極東政策の原則を、拘束力ある国際条約として成文化し、列国に承認させることに成功したのであり、同条約は「支那のマグナ・カルタ」とさへ呼ばれてゐる。

だがこの九国条約は、日華の特殊関係を重視する我が大陸政策を原則的に否認する性格をもつが故に、我国を拘束すること最も甚しく、以後九国条約は大東亜戦争に至る日米関係に於て最も基本的な争点を形成してゆくことになる。

即ち以後、大東亜戦争に至るまで、米国は九国条約を日本の大陸政策を非難する論拠として存分に活用することとなつたのであり、満洲事変、上海事変、支那事変の際に於ける対日非難の根拠は九国条約違反といふことだつた。この対日非難を甘受してきた日本が、遂に門戸開放・機会均等と云ふ九国条約の原則を正式に否認したのは支那事変中の昭和十三年十一月である(後述)。更に戦後の極東国際軍事裁判で、日本の国際条約違反が裁断されたが、日本が違反したとされる国際条約の一つがこの九国条約だつた。実に九国条約は華府会議以来終戦後に至る四半世紀の間、執拗に日本を追及し続けたのである。

因に九国条約と関連して、石井・ランシング協定が廃棄されたことを付け加へておかう。既述したやうに右協定は大戦中の一九一七年、特派大使・石井菊次郎(元外相)と国務長官・ランシングとの間に結ばれた協定で、日米両国が「領土相接近する国家の間には特殊関係の生ずることを承認」し、従つて米国は「日本が支那、特に日本に接壤する地方に於て特殊利益を有することを承認」するものだつた。だが支那の門戸開放を謳ふ九国条約成立の結果、右協定は存続理由を失つたとされ、米国の希望により一九一三年廃棄された。グリスウォールドが指摘する如く、石井・ランシング協定は、米国が対独戦争中のみ日本を宥和しておくために示した「嫌々ながらの譲歩」にか過ぎなかつたのである。

最後に、ワシントン会議で我国はシベリア撤兵を声明し、約束通り山東省を中国に返還し、所謂「二十一カ条要求」第五号を全面的に撤回した。これらは既に述べた通りである。

(註) 露清密約の暴露 一九二二年一月二十四日の極東委員会で支那全権はヒューズ米国全権を通じて一八九六年(明治二十九年)の露清密約を公表した。公表の目的は、斯かる密約が支那を国際紛争に捲き込むといふことと、露支が攻守同盟を密約しなければならぬほど日本が侵略的であつたといふことを立証するためであつたやうだが、この密約の公表は、かへつて日本の対露開戦に正当な理由があつたことを立証したに過ぎず、支那の信用を高めるよりは、逆の印象を世界に与へる結果になつたと云はれる(小松緑「華盛頓会議之真相」)。

米極東政策の神格化

日露戦争を境に日米関係が変質し、それまでの良好な関係が一転、対立へ向つたことは既述した。だが、ドル外交による満洲からの日本追出しや、門戸開放の名目による日本の対支政策掣肘をはじめとする米極東政策は悉く失敗に帰した。パリ講和会議に於ても、日本外交は支那の主張を敗退せしめ、我国は満蒙から南は遠く赤道まで勢力

圈を抜け、アジア最大の強国の地位を確立した。日本のこの躍進を阻止する機会——それが華府会議なのであつた。華府会議は第一次大戦後の平和主義と国際協調を象徴する会議の如き外観を有しながら、余りに現実を無視したが故に、予期せぬ矛盾を生み出してゆく結果になり終つたのであつた。

例へば、米国は不安と疑惑の対象たりし日英同盟を四国条約締結といふ形で解消せしめ、日本と英国を引き離すことに成功した。だがその結果、その後の極東情勢の混乱と急変に、日本は単独で対処せざるを得なくなり、我国は自ら望んだわけでもないのに、孤立の道へ追ひやられていつたのである。

また「中国に関する九国条約」について考へてみるならば、この条約の最大の問題点は、それが早晩支那に確固たる安定政権が出現し、支那が近代国家として統一されるであらうとの予測に基づいた条約だつたことである。現実の支那は、その後、共産主義の滲透によつて、ますます混乱の度を深め、激烈な排外主義に向つたのであるが、これは九国条約締結当時には予想されなかつたことである。華府会議に於ては、「現実の支那」よりも、「有るべき支那」が前提とされたと言はれる。されば、支那のその後の情勢の変化に対して、華府条約は何ら現実に有効なる対応をなし得なかつたのである。ここに華府会議の非現実性と幻想があつた。

上述の如き華府会議諸条約の上に築き上げられた体制をワシントン体制と称する。西に於てはドイツの弱体化を目的とするヴェルサイユ体制が、東に於ては日本の進出を拘束せんとするワシントン体制が、ほぼ時期を同じくして出現したのは興味深い現象であり、またこの両体制がその後の二十年の経過の中で、夫々独・日両国によつて打破すべき目標とされ、第二次世界大戦を惹起したことは、一層皮肉な歴史の符合と云ふべきであらう。

一般にワシントン会議は米国極東政策の国際的成文化であると云はれる。しかも、それは多分に觀念や原則の優先する性格のもので、再び 그리스ウォルドの言葉によれば「米国の伝統的極東政策の神格化」であつた。そしてそれが、日本の大陸と太平洋への進出を阻止し、以て米国の東洋進出の路を平坦ならしめる動機に出たことを考へれば、ワシントン会議は正しくその本質に於て「日米の政治的決闘」と呼ぶことが許されよう。

第七章 国際協調の幻想